

CAP スペシャリストの資格一元化とグループのCAP スペシャリスト活動状況報告について

NPO 法人 CAP センター・JAPAN 事務局

[1] CAP スペシャリスト登録制度（資格一元化）の目的

- 1 これまでのさまざまな養成過程を経て養成されたCAP スペシャリストの資格の一元化を行うことで、CAP スペシャリストが活動しやすくなるように活動環境を整えます。
- 2 全国でCAP センター・JAPANの正会員CAPグループが同じプログラムを提供しようとする姿勢を社会にむけて示すため、今後導入される資格更新制度の準備を目的として行なわれます。
- 3 CAP スペシャリスト登録制度によって把握したCAP スペシャリストの活動状況をRTCとして把握しICAPに報告いたします。(2009年1月のICAP来日以降明確になったICAPの方針に基づいて行うものです)

[2] CAP スペシャリスト登録制度（資格一元化）の手続きについて

1 今回CAP スペシャリスト登録を行うことになる資格

NPO 法人 CAP センター・JAPAN の正会員グループで「合意文書」(MOU)を交わしたグループに所属する以下の養成課程を経て養成されたすべてのCAP スペシャリストが対象となります。この手続きによって以下のA~Dの資格の方は所属グループ名の入った「CAP スペシャリスト活動認定証」を持ち、資格が一元化されることになります。

- A グループ主催の「グループ内CAP スペシャリスト養成講座」修了者
- B CAP センター・JAPAN 主催の「CAP スペシャリスト養成講座」修了者
- C 地域グループ主催の森田ゆりさんによる養成講座修了者
- D 2000年以前に地域グループがスタッフとして養成したCAP 活動実践者

2 「CAP スペシャリスト登録制度」の導入と資格一元化の完了について

これまでの様々な養成過程を経て現在活動しているすべての子どもへの暴力防止の専門家であるCAP スペシャリストは、NPO 法人 CAP センター・JAPAN の正会員かつ、合意文書を交わしたグループに所属申請をすることで、CAP センター・JAPAN に「CAP スペシャリスト活動登録」をすることになります。これによって、「CAP スペシャリスト活動認定証」が発行され、活動を行う際には所持することになります。この登録手続きの完了(「CAP スペシャリスト活動認定証」の発行)によって、資格一元化が完了します。

ICAP からはグループに所属するCAP スペシャリストとCAPグループの間で、活動を行うにあたっては合意文書(MOU)を交わすように指示されています。そこで、「CAP スペシャリスト活動登録」の更新時まで各グループにおいてご準備いただき、活動に関する合意・確認を行った活動登録を行っていただくこととなります。(2010年度に入ってから参考にしていただくためのサンプルをお送りする予定です。)

3 CAP スペシャリスト登録制度の実施時期

12月からCAP スペシャリスト登録制度の手続きを行うこととなります。2010年4月には「CAP スペシャリスト活動認定証」を期限付きで発行できるよう準備を進めてまいります。それまでは「CAP スペシャリスト活動登録申請料受領書」が「CAP スペシャリスト活動認定証」に代わるものとなります。

ICAPからは11月の来日時にCAP スペシャリストとして活動し続けるため、3年毎の「トークタイム研修」を必須としているとの情報を得ており、これを参考にトレーニング委員会で更新について決定いたします。資格更新の手続きは1回目の資格更新が行われる年度の4月に行います。また、新たに活動をはじめCAP スペシャリスト資格取得者(CAP スペシャリスト養成講座修了者)については、CAP グループに所属したときに、随時この手続きを行うこととします。更新については、手続きを行った月に関わらず、年度毎の4月とします。

また、グループで活動するCAP スペシャリストが活動をやめた場合、あるいはグループを異動した場合は、所属していたグループから「変更届」を出していただき、グループ名の入った「CAP スペシャリスト活動認定証」を返却していただきます。異動先のグループにおいて改めて手続きをしていただき、新たにグループ名の入った「CAP スペシャリスト活動認定証」をお送りすることとなります。

グループのみなさんに事務作業を何度もしていただくことのないようにするため、グループとセンターの間で様々な事務手続きが行われる時期に併せて手続きを行います。

これまでのご提出いただいていた「グループ名簿」の名称・内容・形式の見直しを行い、「グループ現況報告書」として毎年4月にご提出いただきます。この報告書により、行政や一般の方からのお問い合わせに対して的確に対応することが可能となり、この時点での報告をグループの活動状況としてICAPへ報告することといたします。

4 CAP スペシャリスト登録制度の具体的な手続き

NPO 法人 CAP センター・JAPAN の正会員でかつ合意文書を交わしたグループに所属する CAP スペシャリストの場合

CAP スペシャリスト登録制度の事務手続きはまずCAP スペシャリストのグループへの所属申請(「グループ所属申請書」の提出)から始まります。

その後、グループが一括して申請する「CAP スペシャリスト活動登録申請書」とあわせて、提出された「グループ所属申請書」のコピー(原本はグループで保管)をCAP センター・JAPAN に郵送で提出します。その際、CCJ とグループの間で交わした合意事項でグループ活動責任者となった方に署名の上提出していただきます。

今回の手続きでグループがCAP センター・JAPAN に提出する書類

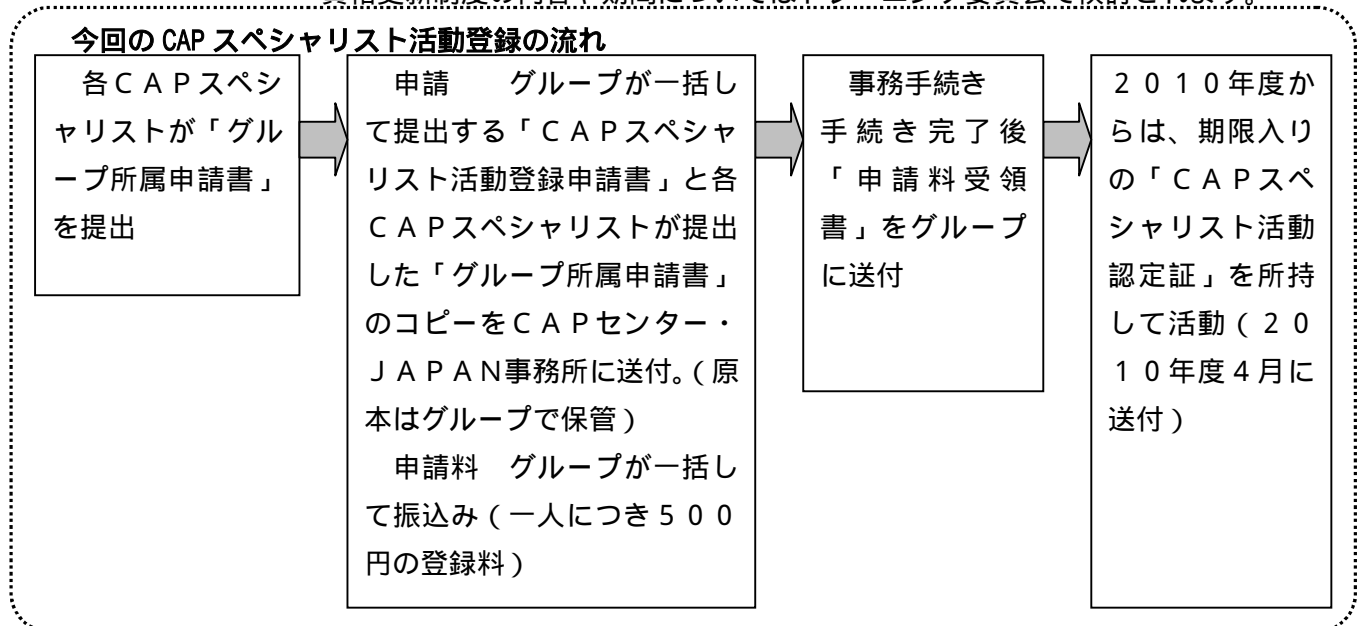
- A 「CAP スペシャリスト活動登録申請書」
グループが一括して所属しているCAP スペシャリストの活動登録を申請する書類。
- B 「グループ所属申請書」のコピー(原本はグループで保管)
CAP スペシャリストがグループに所属することを申請する書類。

「CAP スペシャリスト活動登録申請書」を提出後、直ちに申請料（一人 500 円・事務手数料）を人数分、グループで一括してお振込みください。

事務手続きを完了したあと、CAP スペシャリスト個人に対しての「申請料受領証」をグループにまとめて発送いたします。

*2010 年度 4 月までは、この申請料受領書が「CAP スペシャリスト活動登録を行っていること（資格一元化の完了）」を示すものとなります。2010 年度 4 月からは有効期限を記した活動資格を表す「CAP スペシャリスト活動認定証」が発行され、所持して活動することとなります。

資格更新制度の内容や期間についてはトレーニング委員会で検討されます。



この場合資格取得証明は必要ありません。

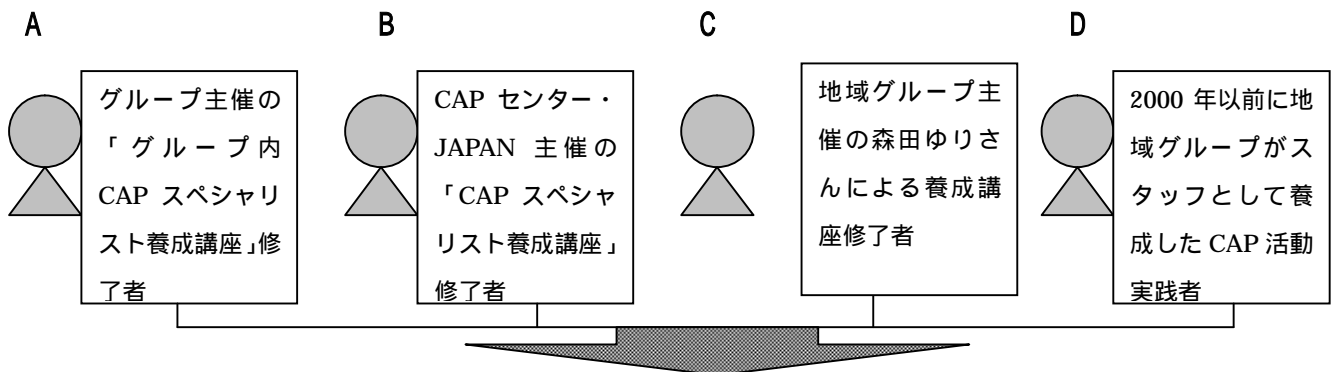
グループに所属していないが活動会員になっている CAP スペシャリストの場合

今回の手続きの後行う予定の活動会員でグループに所属していないCAP スペシャリストの場合に関しては、まずセンターからグループに所属することをお勧めします。グループに所属しない場合は、センターの活動会員に入会、あるいは継続し、「CAP センター・JAPAN に所属する」ことを前提として「CAP スペシャリスト資格取得証明書」を発行します。この証明書を持つ方は活動する CAP スペシャリストと同様の研修の受講資格を持つこととし、CAP グループに所属し活動する際にスムーズに活動できるよう、情報提供なども行っていきます。CAP グループに所属して活動を始める際は、この「CAP スペシャリスト資格取得証明書」をグループに提示し、「CAP スペシャリスト登録制度」の手続きを行うこととなります。

「CAP スペシャリスト資格取得証明書」の発行にあたっては、「資格取得証明」（CAP スペシャリスト養成講座を修了していることを証明するもの。「修了を証明するもの」がない場合は個別対応。）の提出が必要となります。確認後、所定の手続きに入ることとなります。

【図】今回行われる CAP スペシャリスト登録制度の手続き (A、B、C、Dは文中の表記と対応しています)

NPO 法人 CAP センター・JAPAN の正会員で合意事項を交わしたグループに所属する CAP スペシャリストはすべて以下の手続きを行います。



資格一元化手続き	正会員グループでかつMOUを交わしたグループに所属	センターに所属
	<p>グループへの「グループ所属申請書」を提出 「資格取得証明」は必要ありません。</p> <p>グループは所属するCAPスペシャリストの「CAPスペシャリスト活動登録申請書」と各CAPスペシャリストが提出した「グループ所属申請書」のコピーをCAPセンター・JAPAN事務所に送付。(原本はグループが保管)グループからの申請の際には、CCJとグループが交わした合意事項において「CAP活動責任者」となった方に署名の上提出していただきます。</p> <p>提出する申請書 CAPスペシャリストが提出する「グループ所属申請書」のコピー グループが記入して提出する「CAPスペシャリスト登録申請書」</p> <p style="text-align: right;">提出期限；2009年12月末まで</p> <p>申請料をグループで一括して振り込む 申請料 一人につき500円(事務手数料)</p> <p>事務手続き</p> <p>申請料受領証の発送 グループに一括して申請料受領証を発送します。</p> <p>2010年4月からは期限入りの「CAPスペシャリスト活動認定証」を所持して活動することとし、その発行まではこの「申請料受領証」がCAPスペシャリスト活動登録(資格一元化)を示すものとなる。</p>	<p>左記の方を対象とした手続きの後、活動会員にすでになっているCAPスペシャリストに対して手続きを行う。</p> <p>グループに所属しない場合は、センターに活動会員として入会、あるいは継続し、センターに所属することを条件とする。</p> <p style="text-align: center;">「資格取得証明」</p> <p>を添えて、活動会員継続の手続きを行う</p> <p>事務局が確認作業確認後、「資格取得証明書」を申請 申請料(500円)と活動会員会費を振り込む</p> <p>事務手続き 申請料受領証の発送 2010年4月からは「CAPスペシャリスト資格取得証明書」を発行する。</p>
CAPスペシャリスト登録(資格一元化)完了		

